



発行 新潟県
第 18 号
 平成28年3月4日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 251 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 252 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 253 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 254 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 255 公共測量の終了通知（監理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 平成28年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 平成28年度技能検定（随時3級、基礎1級及び基礎2級）の実施（職業能力開発課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会規則

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画課)

告 示

◎新潟県告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
就労移行支援	みのわの里 工房ますがた	長岡市飯塚1134番地3	社会福祉法人 中越福祉会	平成27年9月30日

◎新潟県告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
大手薬局 塚野目調剤	三条市塚野目 4-19-17	育成医療・更生医療	平成27年12月31日

◎新潟県告示第253号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	15者	下中1232番ほか244筆 18.3ha
阿賀野市	1者	堀越仲作114番ほか17筆 2.2ha
聖籠町	6者	上大谷内向坪147番ほか86筆 7.9ha
三条市	15者	牛ヶ首中山528番子ほか228筆 22.5ha
燕市	6者	東太田上前田898番1ほか44筆 4.9ha
田上町	2者	田上337番1ほか45筆 3.8ha
長岡市	244者	亀崎町五斗田246番1ほか4,017筆 364.1ha
見附市	30者	葛巻町大場626番ほか273筆 37.1ha
出雲崎町	1者	吉水大稲場828番ほか24筆 0.5ha
上越市	3者	牧区池舟城ノ峯352番オツほか25筆 1.7ha
妙高市	1者	上四ツ屋濃端2番ほか5筆 1.2ha
佐渡市	33者	市野沢345番2ほか239筆 32.4ha
合計	357者	5,259筆 496.9ha

2 認可年月日

平成28年3月3日

◎新潟県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成28年3月4日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
上越市 谷浜土地改良区	桑取	農業用排水施設整備（県単農業農村整備事業「かんがい排水」）事業	平成27年10月20日

◎新潟県告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（水準測量図作成）
- 作業期間 平成27年7月2日から平成28年2月17日まで
- 作業地域 新潟市全域

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報化職員研修（集合研修）について次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

平成28年度情報化職員研修（集合研修）業務

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成28年3月4日（金）から平成28年3月18日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年4月6日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 過去3年間に15名以上を受講者とした集合研修の形態で、エクセル2010、ワード2010及びホームページのパソコン研修を行ったことがある者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年3月29日（火） 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成28年3月31日（木） 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1) イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出すること。ただし、提出者が代理人の場合は、委任状を併せて提出すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう送付すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令に定めるところによる。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県給与システム用無停電電源装置等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県給与システム用無停電電源装置等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年5月31日(火)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成28年3月4日(金)から平成28年3月10日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年4月5日(火) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成28年3月4日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年3月24日(木) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成28年3月28日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県給与システム用無停電電源装置等一式の借上げの1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県給与システム用無停電電源装置等一式の借上げの1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くわどり大杉の家
- 3 代表者の氏名
瀧谷 富子
- 4 主たる事務所の所在地
上越市三伝710番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対する通所介護などの在宅介護事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的) 第3条 この法人は、高齢者や障害者に対する通所介護などの在宅介護事業や老人福祉法に定める有料老人ホーム事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 有料老人ホーム運営事業</u> <u>(5) 居宅介護支援事業</u></p> <p>(権能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び活動予算決定 (5) 事業報告及び<u>活動決算</u>の承認 (6)～(9) (略)</p> <p>(資産の構成)</p>	<p>(目的) 第3条 この法人は、高齢者や障害者に対する通所介護などの在宅介護事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(権能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び収支予算決定 (5) 事業報告及び<u>収支決算</u>の承認 (6)～(9) (略)</p> <p>(資産の構成)</p>

<p>第39条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u> (事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、<u>所轄庁の認証</u>を得なければならない。</p> <p>附 則 (平成28年1月22日)</p> <p><u>この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成 年 月 日)から実施する。</u></p>	<p>第39条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u> (事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて、<u>所轄庁の認証</u>を得なければならない。</p>
---	--

平成28年度前期技能検定の実施について (公告)

職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令24号) 第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 等級別実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鑄造 (鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、金属熱処理、粉末冶金 (焼結に係るものに限る。)、機械加工 (普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工 (数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工 (製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て (変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、産業車両整備、鉄道車両製造・整備 (内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。)、建設機械整備、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、木型製作、家具製作 (家具手加工に係るものに限る。)、

建具製作、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 在校生以外

17,000円（ただし、婦人子供服製造については14,100円）

(イ) 在校生

11,300円（ただし、婦人子供服製造については9,400円）

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ 実施期日

平成28年6月2日（木）から平成28年9月7日（水）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成28年5月26日（木）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 平成28年7月17日（日）に実施する職種

3級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、商品装飾展示及びフラワー装飾

(イ) 平成28年8月21日（日）に実施する職種

1級及び2級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工及び塗装

(ウ) 平成28年8月28日（日）に実施する職種

1級及び2級

金属熱処理、粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

(エ) 平成28年9月4日（日）に実施する職種

a 1級及び2級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

b 単一等級

路面標示施工

ウ 実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(7) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鑑西1丁目11番2号

(4) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番2

(9) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉3丁目1番1号

(e) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成28年4月4日（月）から平成28年4月15日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のイに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、3級に係るものについては平成28年8月26日（金）、その他の等級については平成28年9月30日（金）付けの新潟県報でそれぞれ公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については新潟県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

平成28年度技能検定（随時3級、基礎1級及び基礎2級）の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 等級別実施職種

(1) 随時3級

さく井（パーカッション式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤に係るものに限る。）、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、寝具製作、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、とび、左官、配管（プラント配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工及び塗装（金属塗装、噴霧塗装に係るものに限る。）、

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

17,000円（ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円）

イ 実施期日

実技試験は、平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
イ 手数料
- (2) 提出先
郵便番号950-0965
新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）
新潟県職業能力開発協会
- (3) 受付期間
原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。
- (4) 受検申請に関する注意
ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。
イ 随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができる。
ウ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
エ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 5 手数料の納入方法
実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。
- 6 合格者の発表等
- (1) 合格者の発表
技能検定合格証書の交付をもって行う。
- (2) 実技試験又は学科試験の合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付
3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。
このほか、厚生労働大臣から、3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。
- 7 その他
本公告の3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。
技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中央滅菌材料室等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月4日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
新潟県立中央病院 中央滅菌材料室等業務委託一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。
- (7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている滅菌センターを有するものであること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限
平成28年3月16日(水)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年3月25日(金)午後1時30分
新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成28年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、汚水処理設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月4日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 業務の件名及び数量

新潟県立中央病院 汚水処理設備保守点検業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）により浄化槽保守点検業を営もうとする区域を上越市若しくは旧上越市として新潟県知事の登録を受けていること。

(7) 当該業務において、点検可能な浄化槽管理技術者を業務に配置できること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成28年3月16日(水)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年3月25日(金)午後2時00分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成28年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月4日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 医療ガス設備保守点検業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 医療法(昭和23年法律第205号)第15条の2に基づき、同法施行規則第9条の13に規定する要件を満足できる者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成28年3月16日(水)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年3月25日(金)午後2時30分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない

ときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成28年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第3号（第3条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期

別記様式第3号（第3条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号(第4条関係)

別記様式第4号(第4条関係)

(略)

特例風俗営業者不認定通知書

(略)

特例風俗営業者不認定通知書

(略)

(略)

(教示)

(教示)

1 審査請求について

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日

の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第6号（第6条関係）

(略)

処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起する

別記様式第6号（第6条関係）

(略)

処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ことが認められる場合があります。

別記様式第7号(第7条関係)

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7号(第7条関係)

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第9号(第7条関係)

(略)

措置命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第9号(第7条関係)

(略)

措置命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>風俗営業の営業所の管理者の解任勧告</u>) 第5条 (略)</p> <p>(<u>特定遊興飲食店営業の不許可の通知</u>) 第5条の2 <u>法第31条の23において準用する法第5条第3項の規定による許可をしないときの通知は、別記様式第5号の2により行うものとする。</u></p> <p>(<u>特定遊興飲食店営業の承認等</u>) 第5条の3 <u>法第31条の23において準用する法第7条第1項、第7条の2第1項、第7条の3第1項又は第9条第1項の規定による承認は別記様式第5号の3により、不承認は別記様式第5号の4により行うものとする。</u></p> <p>(<u>特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知</u>) 第5条の4 <u>法第31条の23において準用する法第10条の2第4項の規定による認定をしないときの通知は、別記様式第5号の5により行うものとする。</u></p> <p>(<u>特定遊興飲食店営業の営業所の管理者の解任勧告</u>) 第5条の5 <u>法第31条の23において準用する法第24条第5項の規定による管理者の解任の勧告は、別記様式第5号の6により行うものとする。</u></p> <p>(許可の取消し等) 第6条 <u>法第8条(法第31条の23において準用する場合を含む。)、法第26条第1項若しくは第31条の25第1項の規定による許可の取消し、法第10条の2第6項の規定による特例風俗営業者の認定の取消し、法第31条の23において準用する法第10条の2第6項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による営業停止命令又は第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号若しくは第31条の15第2項の規定による営業廃止命令は、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(指示等)</p>	<p>(管理者の解任勧告) 第5条 (略)</p> <p>(許可の取消し等) 第6条 <u>法第8条若しくは第26条第1項の規定による許可の取消し、法第10条の2第6項の規定による特例風俗営業者の認定の取消し、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による営業停止命令又は第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号若しくは第31条の15第2項の規定による営業廃止命令は、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(指示等)</p>

第7条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示は、別記様式第7号により行うものとする。

2・3 (略)

(午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第14条 条例第4条の2の規定により、午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として定める地域は、別表第3のとおりとする。

別表第3 (第14条関係)

(1) 新潟市中央区のうち、弁天1丁目、花園1丁目(2番及び3番の地域に限る。)、東大通1丁目、東堀前通8番町、同9番町、東堀通8番町、同9番町、古町通8番町、同9番町、西堀前通8番町及び同9番町の地域

(2) 長岡市のうち、大手通2丁目、坂之上町1丁目、東坂之上町1丁目、殿町2丁目及び同3丁目の地域

別記様式第5号 (第5条関係)

(略)
 風俗営業管理者解任勧告書
 (略)
 記
 1 営業所
 (略)
 2・3 (略)
 (略)

第7条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示は、別記様式第7号により行うものとする。

2・3 (略)

(午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第14条 条例第4条の2の規定により、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として定める地域は、別表第3のとおりとする。

別表第3 (第14条関係)

新潟市中央区のうち、弁天1丁目、花園1丁目(2番及び3番の地域に限る。)、東大通1丁目、東堀前通8番町、同9番町、東堀通8番町、同9番町、古町通8番町、同9番町、西堀前通8番町及び同9番町の地域

別記様式第5号 (第5条関係)

(略)
 風俗営業管理者解任勧告書
 (略)
 記
 1 風俗営業所
 (略)
 2・3 (略)
 (略)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。
 別記様式第5号の次に次の5様式を加える。

別記様式第5号の2 (第5条の2関係)

第 号

不許可通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の許可については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の23において準用する同法第4条の規定により許可しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号の3 (第5条の3関係)

第 号

承認通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の
承認申請については、次のとおり承認する。

記

承認事由

年 月 日

新潟県公安委員会 

別記様式第5号の4 (第5条の3関係)

第 号

不承認通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった特定遊興飲食店営業の

承認申請については、次の理由により承認しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号の5 (第5条の4関係)

第 号

特例特定遊興飲食店営業者不認定通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の特例特定遊興

飲食店営業者認定申請については、次の理由により認定しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号の6 (第5条の5関係)

第 号

特定遊興飲食店営業管理者解任勧告書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第31条の23において準用する同法第24条第5項の規定により、次の管理者について
解任を勧告する。

記

1 営業所

営業所の所在地

営業所の名称

2 解任を勧告する管理者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

3 解任を勧告する理由

理由

年 月 日

新潟県公安委員会



附 則

この規則中第1条の規定は平成28年4月1日から、その他の規定は同年6月23日から施行する。